

## 不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

**①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。**

**②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。**

御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和7年1月14日から 令和7年4月25日まで(予定)	安城市桜井町稲荷東、 塔見塚、林、森田及び 蓮台の各全部  安城市桜井町阿原、稲 荷西、大役田、貝戸尻、 北新田、三度山、城阿 原、城向、茶屋坊、伝 左、中新田及び新田の 各一部  安城市姫小川町北門 原、遠見塚、西門原及 び館出の各一部  安城市小川町金政、志 茂、三日三升、南門原 及び御林の各一部 (以上 刈谷支局管轄)	土地区画整理事業